

まちづくりの推進に関する提言書
(審議会等について)

平成25年11月

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員

▼はじめに

瑞穂市まちづくり基本条例（以下「基本条例」）が平成24年4月1日に施行されてから1年半が経過しました。

市民参画による協働のまちづくりを推進するため、瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」）では、これからのまちづくりにはどのような取り組みが必要かという大きなテーマについて、検討を重ねてまいりました。

これまで行政が担ってきたものが、市民のライフスタイルや価値感の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化を背景とし、行政だけでは解決しない問題、また市民だけでも解決できない問題が増大しており、これまで行政が担ってきたものが、近い将来担いきれなくなったとき、市民と行政が責任と役割を明確に分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携、協力する協働の取り組みが重要になってきます。

わたしたち推進委員会は、平成24年7月27日に第1回の会議を開催して以来、委員それぞれの立場から発言し審議を重ねてきました。

この提言書には、市民と行政がお互いを理解し協力しながらまちづくりを進めるにあたり、これまで以上にお互いが意見交換を深めることが必要であり、それを行うための場の重要性に着目し、基本条例で保障する参画の機会に用いる方法の一つである「審議会等への委員としての参画」というテーマに絞って審議し、今般、意見のとりまとめをしましたのでご提言させていただきます。

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会

会長 中村 良

1. 推進委員会での審議過程

基本条例では、市民からの意見聴取の方法として、公聴会や懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査など、主に個人からの意見聴取を基本とする方法が用意されていますが、「審議会等への委員としての参画」は、これらの方法とは異なり、法令に基づく合議体に属し、行政からの説明を受けながらその中で個人が意見表明し、一定の結論としてまとめたものを“答申”などの形で合議体として意思決定する特性があり、他の参画方法とは一線を画すものであることの認識を共有し、その前提として、各界各層の多様な考えを持つ市民が行政と意見交換する場として機能することが重要であることを確認しました。

一方、市が設置する審議会等の設置根拠及び所掌事項は幅広く、取り扱う内容も様々ですが、審議会等に委員として委嘱された者は職務としてその任に当たるもので、所掌事項について審議等に参加するという“責任と義務”があり、市政運営上重要な案件を取り扱う合議機関の構成員として、その責務を十分認識する必要があります。

また、地方自治法第 203 条の 2 では「地方公共団体は、当該委員に対し、報酬を支給しなければならない」と規定されており、公職者と一市民という二つの側面を合わせ持った形での参画になるということもあり、まずこの制度や仕組みを理解したうえで、市民の意見を市政に反映させるために必要とされる、“新しい審議会等のあり方”を模索することがまちづくりの推進に繋がる取り組みになるという知見に基づき、市の審議会等の実態について調査した「瑞穂市審議会等の実態調査結果」を参考に審議を進めました。

2. 現状と課題

以下に掲げる（１）～（４）は実態調査から見える現状に対する課題になります。推進委員会として着目した点についての課題を明示したものです。

（１）市職員の審議会等への委員としての参加

5. 審議会等の委員構成

平成24年度中における審議会等の委員構成(対象30機関)は下記のとおりです。

選出区分/目的	諮問答申	調査審議	計画審議	合計	構成比%
識見(大学)	4	9	1	14	3.9
識見(大学以外)	0	43	2	45	12.7
関係団体	25	105	22	152	42.8
市議会	0	7	0	7	2.0
官公庁	2	39	0	41	11.5
市職員	0	38	0	38	10.7
事業者	0	19	0	19	5.4
公募	10	12	4	26	7.3
その他	1	12	0	13	3.7
合計	42	284	29	355	100.0

実態調査「5. 審議会等の委員構成」選出区分の「市職員」については、充て職等も含め、述べ38人(10.7%)が委員として選任されており、全体の1割を超える状況になっています。充て職以外の市職員が審議会等の委員に入るに関しては、市長等が委嘱する審議会等の委員として参加するのではなく、職務として審議会等に参加すれば足り得るもので、諮問する側の者が答申する側にも加わることになり、意見を誘導しているとの見方をされることにもなりかねないことが危惧されます。

(2) 公募委員の目標基準

6. 公募委員の状況

平成24年度中における公募委員（対象30機関）の状況は下記のとおりです。

公募委員数26人／総委員数 355人（公募委員割合 7.3%）

公募委員募集実施状況 11機関／30機関

《公募を実施しない主な理由》

- ① 専門性・専門知識を必要とするため
- ② 個人情報を含む案件を取り扱うため
- ③ 法令、規約等により選任基準が定められているため
- ④ 事案に精通した関係団体から委員推薦を依頼しているため

実態調査「6. 公募委員の状況」では、公募制度を導入している機関数は、30機関中11機関であり、平成24年度中に委員として委嘱状況にある公募委員数は合計26人となっています。平成24年度中に委嘱状態にある審議会等の委員総数が355人で、公募委員の割合は7.3%と、市の基本方針で示される目標値（委員総数の2割以上）から大きく乖離した結果になっています。

瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成20年告示第7号）（以下「設置及び運営に関する要綱」）第3条第1項第2号で規定されている公募割合を算定する際に対象となる委員総数は、防災会議など法令等で委員構成が定められているものや、条例で充て職が定められているものが含まれており、公募制度の導入になじまない機関についても委員総数の分母の数に含まれることから、目標値である「委員総数の2割」という設定における分母の数の捉え方によっては、目標値に対する達成状況が変わってくることも勘案し、現在の公募委員割合が7.3%であることを考えた場合、目標値自体を引き上げることによって、結果的に現状より多くの公募委員が採用され、公募委員の数が増える効果が期待できます。

また、委員選考において、1つの審議会等の公募枠に多数の応募者があった場合、現行では統一的な委員選考の手順は存在するものの、審議会毎の特性に応じた透明性の高い公募委員選考の仕組みになっていないことが問題であり、審議会毎に委員選考要領などを設けるなどの対策を講ずることも必要と考えられます。

(3) 委員の兼職制限

8. 委員の兼職状況

平成24年度中における委員の兼職状況（対象30機関）は下記のとおりです。

区 分	兼職委員数 (A)	構成比％ (A) / 229 人	総兼職数(B) 人数×(A)	兼職割合％ (B)/355
2 機関兼職	17	7.4	34	9.6
3 機関兼職	27	11.8	81	22.8
4 機関兼職	6	2.6	24	6.8
5 機関兼職	4	1.7	20	5.6
6 機関兼職	2	0.9	12	3.4
1 2 機関兼職	1	0.4	12	3.4
合 計	57	24.9	183	51.5

実態調査「8. 委員の兼職状況」では、平成24年度中において設置状態にある審議会等が44機関あり、委嘱状態にある委員は355人の実態になっており、そのうち57人（委員数183・兼職割合51.5%）が、2以上の機関の委員として兼職している状況になっています。総委員数355のうち183が兼職であるので、1つの審議会のみ委嘱されている委員は172人となります。

兼職委員は57人なので、委嘱されている個人としては、172人+57人で計229人が当市の審議会等の委員として委嘱される個人ということになっており、幅広い各界各層からの選任を推進すること、並びに多様な意見が市政に反映されることがまちづくりの推進に適うという観点において、瑞穂市には兼職を制限する規定が存在せず、国の審議会等に関する基本的計画では、「委員がその職責を十分に果たし得るよう、1人の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3機関までとし、特段の事情がある場合でも4機関を上限とする。」とされており、他団体においても兼職を制限する規定を設ける例が多くなってきています。また、会議開催日など日程調整の際に、委員が兼職であるため会議が重複したときに日程調整が難航することや、委員の会議準備のための時間が制約されるなど、兼職が多くなることによる弊害が生じている実態も懸念されます。

(4) 組織管理体制の構築

市の審議会等の実態から、全庁的に組織の横断的な連携や各所管の対応に問題があり不備を是正するためのチェック機能が不十分であることは明らかであり、その大きな要因としては、審議会等の設置、運営、改廃などに関する方針や基準などの運用を、各所管の裁量に委ねてきたところにあるものと考えられます。

例えば、委員の兼職について、ほとんどの所管において十分な検討がなされていないため、1人の個人が多くの委員の職を兼任していることについて、もし、全庁的な委員の委嘱状況を一元的に管理し、調整する仕組みがあれば、このような実態にはならなかったものと考えられます。

3. 提言事項

前述「2. 現状と課題」に対応した提言になりますが、推進委員会として意見が一致した事項を提示するものです。

個別具体的内容に踏み込んだものもありますが、その実現については庁議をはじめ他の審議会等においても十分ご精査いただき、今後の施策展開にご活用いただきたい内容になります。

課題項目（2. 現状と課題に対応）	提 言 事 項
(1) 市職員の審議会等への委員としての参加	<p>【提言1】 充て職以外の市職員の審議会等の委員としての参加は、法令等に定めがある場合を除き、原則として委員に委嘱しないことにすべき。</p>
(2) 公募委員の目標基準	<p>【提言2-1】 公募委員割合の目標水準を現行の総委員数の「2割」から「3割」に引き上げる。</p>
	<p>【提言2-2】 機関毎に公募委員への応募者が多数になることも想定した選考要領などを策定し対策を講ずる。</p>
(3) 委員の兼職制限	<p>【提言3】 法令等で定めのある場合を除き、1人の者が兼ねることができる審議会等の委員数は3つ以内に制限する。 (附帯) 再任についても、特別の事情もなく1人の者が長く同一機関に継続して委員として選任され続けるべきではないので、充て職など法令等で定めがある場合を除き、一の審議会等における委員の在任期間は制限する。</p>

(4) 組織管理体制の構築	<p>【提言4-1】 審議会等を管理統制するための組織体制を強化すること。</p>
	<p>【提言4-2】 委員の選任方法等のガイドラインを策定し、統一的な選考に関する基準を設定するとともに、各機関の活動状況等の実態についても把握し、統一的基準に基づく運営がなされるよう環境を整備する。</p>

▼まとめ

本来、審議会制度は、地方行政に市民の意見を十分に反映させ、複雑化、専門化した広範にわたる行政需要に対し、専門的知識等を取り入れるために導入された制度です。

そのため、審議会等は全国の自治体において設置されており、困難な課題解決のため、以前にも増して頻繁に活用されているのが現状であり、その反面、運用等に当たってはさまざまな問題点も指摘されているところです。

審議会等のあり方が、まちづくり基本条例の基本理念に沿った形になるよう見直しを進めることは、広く市民の意思が市政に反映されるための仕組み作りを進めることにおける第一歩であり、そういった取り組みの一つひとつが、ひいてはまちづくりの推進に繋がることを市民、行政双方が実感として持つことができる土壌を作り育むことが大切であると考えられます。

また、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により、中長期的な将来を俯瞰する視点が加えられることも重要で、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになるものと考えられます。

今後、まちづくり基本条例の理念が審議会等の仕組みの中により一層反映されることにより、市民、議会、行政が一体となったまちづくりの推進に寄与するものになることを期待し、上記内容を推進委員会の提言とさせていただきます。

I. 委員会の検討経過

平成24年度			
会議	開催日 会場	検討内容	詳細
第1回	7月27日(金) 市役所3階 議員会議室	市の取り組み	・役員選出 ・市の取り組み
第2回	1月10日(木) 市役所3階 議員会議室	周知・啓発	・市の取り組み ・パンフレット
第3回	3月19日(木) 市役所3階 第一会議室	位置付け・諮問	・委員会の位置付け ・市からの諮問
平成25年度			
第1回	5月29日(水) 市役所3階 第一会議室	あり方・進め方	・推進委員会のあり方 ・推進委員会の進め方
第2回	7月17日(水) 市役所3階 第一会議室	テーマ	・テーマの選定 ・審議の進め方
第3回	9月25日(水) 市役所3階 第一会議室	テーマ決定	・審議テーマ決定 ・審議会等の問題点
第4回	10月23日(水) 市役所3階 議員会議室	提言書	・提言案審議 ・提言書確定

Ⅱ. 委員名簿

(順不同)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	中村 良	朝日大学 法学部 准教授	会 長
公共的団体からの 推薦	眞鍋 敏克	瑞穂市自治会連合会	
	棚橋 和子	みずほ女性の会	
	廣瀬 英昭	瑞穂市商工会	
	若園 昭男	瑞穂市体育協会	
	古川 正敏	教育委員会	
	加藤 央	あおぞら会（福祉団体）	
	中村 美奈	幼稚園保護者会	
	廣瀬 彌恵子	民生・児童委員会	
公 募	大池 義之	市民委員	
	鳥居 与記	市民委員	副会長
	豊田 英二	市民委員	